

知っていますか？屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物は、私達の生活に情報を提供し景観の一部として街を活性化する役割を持っています。しかし、屋外広告物が無秩序に表示されると景観を損ねるとともに第三者被害を起こす危険を持っています。屋外広告物のルールを守り安全に努めましょう。

◆破損、老化したものは一切表示・設置できません。

自分の店の看板のネジやボルトは緩んでいませんか？錆の状況や劣化の具合はどうか？小屋等に頼まれて表示している広告板やチラシはありませんか？損傷や劣化により、第三者へ被害が及ぶ可能性があります。表示者及び管理者は責任を持って、適切な管理をお願いいたします。

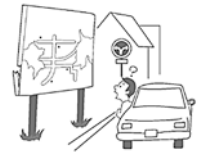
◆屋外広告物を表示する場合は役場へ申請が必要です。

広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）と表示してもよい地域（許可地域）が決まっています。以下2つの地域に広告物を表示する場合は役場へ申請が必要です。

①禁止地域…県道むつ尻屋崎線、尻屋崎周辺

②許可地域…国道338号、県道尻労褰部線、県道尻労小田野沢線、村道里線、村道石持砂子又線（一部）、村道沢内線、村道柏木山線

申請し許可が必要な広告物が見られますので、心当たりのある方は申請して下さい。



◆申請しなくてもよい広告物があります。

以下のような広告物は申請がいりません。

・「〇〇管理」「立入禁止」等管理広告物（2㎡以下）

・イベントや冠婚葬祭等の一時的な広告物

・営業所内での「〇〇商店」等の自家用広告物（禁止地域・許可地域とも7㎡以下）



◆定期的に点検の責務があります。

・申請の許可要不要に関らず、全ての屋外広告物について、定期的に屋外広告士や建築士等による点検が必要です。

◆広告物を表示できない物件があります。

・道路施設（橋梁、道路標識、照明灯、信号機、街路樹、ガードレール等）や記念碑には掲出できません。

◆広告物の種類によって表示できる大きさが決まっています。

◆屋外広告物は景観の一部です。街並みに調和し良好な景観が形成されるよう、デザインなどの工夫や配慮に御協力をよろしくをお願いいたします。詳しくは、東通村まちづくり整備課（☎27-2111）までお問い合わせください。

屋外広告物の点検義務化がはじまりました

屋外広告物は、私達の生活に情報を提供し景観の一部としてまちを活性化する役割を持っています。しかし、設置されるままに任せ放置すれば落下・破損等安全上の問題が出てきます。近年、適切に維持管理されない屋外広告物が全国で見られるとともに落下事故で第三者被害が発生する等屋外広告物の事故が起きていることから、定期的な有資格者による点検の実施義務化を10月1日よりスタートしました。

◆点検の対象とする屋外広告物

はり紙、はり札、立看板、幕、広告旗、アドバルーンを除く全ての屋外広告物。

◆点検者の資格要件

屋外広告士、1級・2級建築士、木造建築士、青森県主催の講習会を終了した者。

広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許取得者・技能検定合格者・職業訓練修了者。

◆点検実施時期

設置後3年以内ごと（木製は設置後1年以内ごと）



安全性の確保がより一層求められていることから御協力をよろしくをお願いいたします。詳しくは、東通村まちづくり整備課（☎27-2111）までお問い合わせください。